# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 9件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年 金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録 を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和36年4月から42年3月まで

昭和35年6月ごろ、当時勤務していたA県B市内の理容店で仕事中、 勧誘員に勧められ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付 していた。40年5月にC市に転居して2年ぐらい後に、未納が有ると言 われ、未納分をさかのぼって納付したことを記憶している。申立期間が 未納であることには納得できないので、調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 4 月以降、60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月にB市で払い出され、42年12月19日にC市において国民年金手帳が再交付されていることから、このころ申立人は国民年金の再加入手続を行ったものと推認され、この時点において、申立期間のうち、40年10月から42年3月までについては、過年度納付が可能である上、同市では、時効となっていない未納保険料が有る場合には、納付書を発行して納付勧奨することが通例であることを踏まえると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から40年4月までについて、申立人は、35年6月ごろB市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料

を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月にB市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、当時の被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間は未納期間として41年4月14日にB社会保険事務所(当時)からC市を管轄するD社会保険事務所に移管されており、これはオンライン記録とも一致することから、当該期間の保険料は納付されていなかったものとみるのが自然である。

また、申立期間のうち、C市に転居後の昭和40年5月から同年9月までについて、申立人の国民年金手帳が再交付された上記の時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和36年4月から40年9月までの 国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺 事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索した が、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと をうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和40年10月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料のうち、定額部分については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和54年10月から55年3月まで

私は、結婚を機会に昭和51年8月ごろ、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含め国民年金保険料を毎月欠けることなく納付していたはずである。申立期間が未納になっていることには納得できないので、調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、付加保険料を含め 国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、特殊台帳の昭和54年度の摘要欄に「納付書」の記載が有ることから、申立期間の保険料については、当該納付書により過年度納付することが可能な定額保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、国民年金付加保険料については、現年度(定額)保険料に併せて納付することとされており、C市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間は現年度納付されなかったことが確認できることから、付加保険料については、納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付したことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料のうち、定額部分については納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和48年4月ごろ国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し始め、申立期間についても引き続き保険料を納付しているはずである。 申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失後の昭和48年5月以降、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、住所や申立人の夫の仕事に変化は無く、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料が納付されたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は37年9月に集金人に一緒に納付したと思う。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和 37 年4月以降、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、当時、厚生省(当時)の通達に基づき、市町村において、過年度保険料を徴収することが可能とされていた時期であり、37年4月から同年9月までの保険料を同年9月25日に納付していることがA市の保管する国民年金被保険者名簿により確認できることから、当該保険料と併せて申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号:

生年月日:昭和54年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

平成17年7月5日に支給された賞与について、A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から、申立人は、56万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が

時効により消滅した後の平成21年10月13日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月30日、同年12月30日、17年6月30日及び同年12月30日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16年6月30日は62万円、同年12月30日は110万円、17年6月30日は55万円、同年12月30日は60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月30日

② 平成 16 年 12 月 30 日

③ 平成17年6月30日

④ 平成17年12月30日

申立期間①、②、③及び④において、有限会社Aから支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、オンライン記録には標準賞与額の記録が無い。調査の上、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人が所持する賞与支払明細書から、申立人に対し、申立期間①、②及び③にそれぞれ賞与が支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間④については、申立人が所持する平成 17 年 12 月の給料 支払明細書及び通常郵便貯金通帳明細の写しから、申立人に対し、申立期

間④に賞与が支給されていることが推認できる上、複数の元同僚が所持する当該月の賞与支払明細書から、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該月の賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、賞与支払明細書の保険料控除額から、申立期間①は62万円、申立期間②は110万円、申立期間③は55万円とすることが妥当である。

また、申立期間④の標準賞与額については、申立人が所持する平成17年12月の給料支払明細書及び通常郵便貯金通帳明細における振込額から推認できる賞与の保険料控除額から、60万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料の事業 主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得ら れず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賞与支払明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年3月25日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を平成9年4月から同年11月までは30万円、同年12月は38万円、10年1月は34万円、同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月から同年9月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の当該標準報酬 月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月25日から同年4月1日まで

② 平成9年4月1日から10年10月30日まで

申立期間に勤務していた株式会社Bは、株式会社Aのグループ子会社であった。平成9年3月25日に入社したが、「ねんきん定期便」では、厚生年金保険の加入記録が空白になっている。また、申立期間②について、株式会社Aに係る保険料納付額が7,981円と記載されているが、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料とは大幅に異なっている。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の所持する給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人が株式会社Aの関連会社である株式会社Bに、平成9年3月25日から継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する平成9年4月分における給与明細書において、 厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、保険料控除 は翌月控除であると考えられ、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する平成 9年4月分の給与明細書に記載される厚生年金保険料の控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Bは既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人が所持している株式会社Bにおける給与明細書により、申立人が申立期間のうち、平成9年4月から10年9月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成9年4月から同年11月までは30万円、同年12月は38万円、10年1月は34万円、同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月から同年9月までは36万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、株式会社Bは既に解散し、書類はすべて処分されているため不 明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標 準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間②について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から平成 7 年 1 月までの期間及び同年 4 月から 10 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和40年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月から平成7年1月まで

② 平成7年4月から10年11月まで

昭和 60 年\*月ごろ国民年金の加入手続をA区役所で行い、20 歳から 国民年金保険料を納付していたことを鮮明に覚えている。平成2年に結 婚してからは妻の分も支払っていた。申立期間について未納とされてい ることについて納得できない。

なお、平成6年の手帳に国民年金保険料をうかがわせる記述が有った ので提出する。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年\*月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国 民年金保険料を納付し、平成2年の婚姻後は、申立人の妻の保険料も併せ て納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内すべてについて「C(漢字)」及び「D(カナ)」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、上記のとおり申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていないことから、申立人の主張する平成6年当時は、国民年金保険料を納付することはできず、申立人から提出された手帳の記載は、申立期間の

保険料納付を裏付ける関連資料とみることはできない上、E市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間①及び②は「登載なし」とされ、当時、同市では申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったことが確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人の国民年金の記録は基礎年金番号によって管理されており、平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料は、9年3月14日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、基礎年金番号制度が導入された同年1月1日から上記の納付日である同年3月14日までの間に国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

加えて、申立期間②について、申立期間の国民年金保険料に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の納付記録すべてが漏れるとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から7年1月までの期間及び8年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申立期間: ① 平成元年9月から7年1月まで

② 平成8年1月から同年3月まで

老後のことが心配で、昭和63年にA市B区役所で国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料の納付については、同区役所の職員(黒縁めがねの年配の男性)から支払方法を教えてもらい、最初は1万円ぐらい、その後は平成10年ごろまでその職員から電話が有る都度、現金を区役所の窓口でその職員に渡し、領収書を受領していた。納付した総額や回数は覚えていないが、1回当たり10数万円から20数万円の金額を納付し、月に2、3回持参したことも有ったと記憶している。申立期間が未納となっていることには納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年にA市B区役所で国民年金に加入し、申立期間の国 民年金保険料を区役所の窓口で職員に納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、A市では、昭和57年4月から、納付書により被保険者が金融機関等で現年度保険料を納付する自主納付制度を開始しており、現年度保険料を区役所で納付する場合は、区役所内に併設された金融機関で納付書により納付することとされており、特定の区役所職員が長期にわたり電話により現金を持参させ、収納していたとする申立内容は不自然である上、下記の平成7年2月及び同年3月の保険料についても同区役所職員に納付したとしているが、過年度保険料は市町

村では収納できない。

また、申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和 61 年8月ごろC県D市で払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立人は、B区へ転居後、未納であった 63 年 3 月の国民年金保険料 (7,400 円)を過年度納付するとともに、同年 4 月から平成元年3月までの保険料 (9万2,400 円)を同年 4 月 6 日に納付し、同年 4 月から同年 8 月までの保険料 (4 万円)を 2 年 1 月 5 日に納付していることがA市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて確認できるものの、申立期間については未納とされている。

さらに、申立期間②について、申立人は、平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料(2万2,200円)を9年3月26日に過年度納付するとともに、同年3月27日に作成された納付書により、7年4月から同年12月までの保険料(10万5,300円)を9年4月30日以降、6回にわたり過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間は上記の収滞納リストでは未納であることが確認できる上、申立期間の納付書は、月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、納付記録すべてが漏れるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 49 年 11 月までの期間及び 50 年 9 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和42年3月から49年11月まで

② 昭和50年9月から51年3月まで

亡くなった父親が国民年金の加入手続を行い、昭和 42 年 3 月から 48 年 3 月までは父親が国民年金保険料を納付したはずであり、両親や兄姉妹が国民年金に加入し、自分だけ加入していないことは考えられない。養子になった昭和 48 年 4 月以降は A 区 B 出張所で手続を行い、保険料は妻が納付していたと思う。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡くなった申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、婚姻前の国民年金保険料を納付し、婚姻後の昭和48年4月以降は申立人の妻が納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立期間②直後の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料は特例納付及び過年度納付されていることが特殊台帳及び領収済通知書により確認できるものの、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、上記の

特殊台帳にその記載は無く、領収済通知書も見当たらない。

なお、申立人の長兄及び次兄については、昭和36年4月に申立人の実母と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、申立人の姉妹は申立期間当時に国民年金に加入した形跡は見当たらない。

さらに、申立人の両親又は申立人の妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、旧姓を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から46年4月まで

A県内に居住していた申立期間については、会社から毎月給与をもらい、国民年金保険料が天引きされていたと思うので、調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時、申立人が勤めていた会社により、毎月給与から天引きされていたと主張している。

しかしながら、申立人が当時勤務していたB株式会社C所の経理担当の元社員は、「申立人を含め契約俳優の出演料支払いからは、源泉所得税以外の控除は行っていなかった。」としており、申立期間の国民年金保険料が申立人の給与から控除されていたとの証言は得られない。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の両親と連番でD県E市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、当時の被保険者台帳である特殊台帳には、同市F区の住所地が記載されているが、申立人が主張するA県内の住所地が記載されていないことから、保険料納付の前提となる国民年金に係る住所変更届が行われなかったものと推認され、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人又は事業所が申立期間の国民年金保険料を納付したこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料 を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人に ついて、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年 金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判 断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め ることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年6月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 41 年 7 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から45年6月まで

昭和36年ごろ国民年金に加入し、一括して国民年金保険料を納付した こともあるが、保険料を集金人に納付してきたので、申立期間の保険料 納付を中止する訳が無い。申立期間の保険料が未納となっていることに は納得できないので、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納付してきたので、申立期間の保険料について納付を中止する訳が無いと主張している。

しかしながら、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年4月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人の夫についても申立期間は未納である。

また、申立人は、国民年金に加入した上記の時点で昭和39年度の国民年金保険料を納付したが、それ以降の保険料が未納となっていたため、60歳まで保険料を納付しても年金受給権(288か月)を確保できないことから、昭和36年4月から39年3月までの期間、40年4月から41年6月までの

期間及び45年7月から47年3月までの期間の合計72か月の保険料について、同年8月29日に特例納付及び過年度納付していることが、領収済通知書及び特殊台帳から確認できるものの、同台帳に申立期間の保険料を納付した旨の記載は見当たらない。

なお、申立人が特例納付したうち、昭和36年4月から同年10月までの 国民年金保険料については、厚生年金保険との重複納付であることが判明 したことから、平成21年7月10日に、申立期間のうち、未納であった昭 和41年7月から42年1月までの国民年金保険料に充当されている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料 を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人に ついて、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、 別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も 存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 41 年 7 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

### 2 申立内容の要旨

申立期間:昭和61年2月及び同年3月

私が銀行を退職したので、昭和61年2月ごろ、亡くなった父親がA町(現在は、B町)で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納であることには納得できないので、調査してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年2月ごろ、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和61年8月にC市で払い出されていることが確認できることから、このころ申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳に「はじめて被保険者となった日」は、昭和61年4月1日と記載されていることが確認できる上、同年3月8日まで居住していたA町が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、同町では申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられ、同年3月9日から居住していたC市が保管する同被保険者名簿には、申立人は、同年4月1日に第3号被保険者資格を新規取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間:昭和59年8月

私は、昭和59年8月に会社を退職し、申立期間の国民年金保険料につて、納付書が郵送されてきたので、保険料を納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書が郵送されてきたので、保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人が当時居住していたA県内及びB県内すべてについて、同手帳記号番号払出簿検索システムにより「C(漢字)」及び「D(カナ)」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月1日から43年4月1日まで

② 昭和46年1月11日から同年12月30日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①及び②について未加入となっていることが分かった。この間は、昭和29年4月1日にA店に入社し、46年12月に退社するまで継続して勤務していた時期で、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間①及び②について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A店の複数の同僚の供述により、申立期間において申立人が同社に継続して勤務していた可能性はある。

しかし、A店は既に廃業しており、元事業主も死亡しているため、申立 人の申立期間における雇用形態及び厚生年金保険料の控除について確認す ることができない。

また、A店の元事務員は、「先輩の事務員より、申立人は大工として独立 していると聞いていたので、厚生年金保険には加入していないと思う。」と 供述しており、申立人は請負として同社に勤務していたことがうかがえる。

さらに、複数の同僚は、申立人がA店に勤務していたことについては記憶しているものの、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることはできない。

加えて、A店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立

人の最初の資格喪失日は昭和 41 年1月1日であり、同年4月5日付けで「証返」と記載され、申立人が健康保険証を返納したことがうかがえる上、雇用保険の記録における資格喪失日と一致していることが確認できる。また、再度の資格取得日は43年4月1日と記載されており、健康保険整理番号は最初の\*番と再度の\*番と異なっていることが確認できる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間において国民年金に加入し、昭和41年4月から43年3月まで国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

申立期間②について、A店は既に廃業しており、元事業主も死亡している上、当該事業所の複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間において勤務していたことを記憶している者は無く、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は昭和 46 年 12 月まで勤務したと主張しているが、複数の同僚は、A店は同年 3 月に倒産した旨の供述をしている上、そのうちの一人は、「自分は、昭和 46 年 3 月にA店の事務所を閉鎖した最後の日まで同店に勤務したが、申立人はそれより前に退社しており、同日において申立人は同店に在籍していなかった。」と供述しており、申立人の主張と合致しない。また、申立人が、A店を退職するときに仕事を引き継いだと述べている同僚の資格喪失日は、同店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 46 年 3 月 16 日であることが確認できることから、申立人の資格喪失日が同日より後であることは考え難い。

さらに、A店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の二度目の資格喪失日は昭和46年1月11日と記載されており、オンライン記録と一致している上、同年1月付けで「証返」と記載されており、申立人が健康保険証を返納したことがうかがえる。

加えて、雇用保険の記録によれば、A店における離職日は45年12月31日となっていることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月ごろから41年2月ごろまで

② 昭和 41 年 6 月ごろから 42 年 2 月ごろまで

私は、ねんきん特別便の加入記録を見て、昭和 40 年 3 月ごろから 41 年 2 月ごろまで A 株式会社に、昭和 41 年 6 月ごろから 42 年 2 月ごろまで B 株式会社 C 工場に勤務した期間の加入記録が漏れていることを知った。厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社の事業主は、「関係書類を探したが、申立人の名前は見当たらない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が当該事業所の当時の同僚として名前を挙げた3名に照会 したが、いずれも申立人について記憶しておらず、申立人の勤務実態につ いての供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者がおらず、申立人の勤務実態について確認することはできない。

加えて、当該被保険者名簿を確認したが、申立期間における健康保険の整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る記録が欠落したとは考え難い。

また、当該事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録について確認できな

11

申立期間②について、申立人はB株式会社C工場に昭和41年6月ごろから42年2月ごろまで勤務したと主張しているが、申立期間よりも前の40年7月5日から同年10月1日まで当該事業所において雇用保険の加入記録が確認できる上、申立人が記憶していた当時の上司は、「私の日記帳によると、当時欠員補充のため臨時職員1名を補充し、申立人の名前と勤務期間の記載があり、その期間が雇用保険の加入記録と同じなので、ほぼ間違いなく私と一緒に仕事をした人だと思う。」と供述しており、申立人が40年7月5日から同年10月1日まで当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、B株式会社の事業主は、「申立人の勤務形態等については、人事 台帳等の資料が無く、雇用事実の確認ができないため不明。」と回答してお り、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認すること ができない。

また、申立期間当時の総務・経理課長は、「当時の臨時・パート職員の社会保険については、厚生年金保険は正社員になった時から加入させていた。また、健康保険は日雇い健保に加入させ、雇用保険には入社時から加入させていた。」と供述していることから、当時、当該事業所においては、臨時・パート職員は、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人が当時通院したとするD診療所に照会したが、「現在は閉院している。当時のカルテ等は焼却処分し残っていないので不明。」と回答しており、当該診療所で使用した健康保険被保険者証の保険者及び事業所名を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和48年10月1日から49年9月11日まで 私は、昭和48年10月から49年9月まで、株式会社Aに勤務したが、 厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同時に勤務していた妻には 加入記録があるが、私には申立期間についての厚生年金保険の加入記録 が無い。

私は、この期間について間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの当時の事業主の妻及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の社会保険事務を担当していた事業主の妻は、「申立人が入 社するとき、厚生年金保険料等の控除額を提示したところ、給与の手取額 を減らしたくないとの申立人の希望があったので、厚生年金保険料の控除 をせず、社会保険事務所(当時)へ資格取得の届出を行わなかった。」と供 述している。

また、申立期間当時の事業主は亡くなっており、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されていないため、申立人の厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の元同僚に照会したが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる供述を得ることはできない。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号が連続しており欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

また、申立期間における申立人に係る雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2092 (事案 173 及び事案 1217 の再々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和35年5月1日から同年10月31日まで 申立期間においてルームボーイとして勤務していたA社での勤務期間 について前々回及び前回申立時に訂正不要の決定を受けたが、勤務して いた事実に間違いは無く、私より後に入社した同僚には厚生年金加入記 録があるので、当該期間について訂正不要と決定されたことには納得が いかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であると認め

#### 第3 委員会の判断の理由

てほしい。

申立期間に係る申立てについては、申立人が記憶している上司及び同僚の名前が社会保険事務所(当時)の被保険者名簿に記載されていることから、申立人がA社において勤務していたことは推認できるものの、当該事業所には申立期間当時の資料が保管されておらず、申立てに係る事実が確認できないこと及び申立人が記憶している元同僚を含む申立期間当時の元従業員に対する調査結果から、当該事業所においては、従業員について必ずしも勤務開始当初から厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月10日付け及び21年11月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに保険料控除を示す資料として、B新聞に掲載された当該事業所に係る求人広告を提出しているほか、上記元同僚の当該事業所における勤務開始時期は自分よりも後であったことは間違いないとし

て、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めるべき旨を 主張している。

そこで、今回の再々申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、申立人が提出している上記求人広告について調査したところ、当該資料では申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除は確認できず、当該資料については委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人がA社における勤務開始時期は自分よりも後であったと主張している上記の元同僚に対して当該事業所での勤務開始時期について再度照会したところ、当該元同僚は、「A社には知人の紹介で入社した。A社に入社したころはコートを着て通勤しており、職場までの道が坂道で、朝は凍って歩きにくかったことを憶えているので、入社したのは昭和35年3月ごろで間違いないと思う。」と供述しており、当該元同僚を当該事業所に紹介したとしている元従業員は、当該元同僚の入社時期について、「暑い時期ではなく、どちらかというと寒い時期だったと思う。」と供述していることから、当該元同僚の勤務開始時期は、昭和35年の春ごろであった可能性がうかがわれることから、申立人の主張内容とは合致しない。

さらに、申立人と同時期にA社に入社した元従業員は、「当時、A社では 社会保険や労働保険の未加入者が多かったので、昭和 36 年末から 37 年ご ろに労働組合を作り、事業主に保険加入を要求した。従業員が全員厚生年 金保険に加入するようになったのは、それ以降である。」と供述しているこ とから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員について、 必ずしも勤務開始後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった ことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、前回までの当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

### 2 申立内容の要旨

申立期間:昭和36年10月20日から37年3月2日まで 私は、A株式会社(現在は、B株式会社)に昭和36年7月6日に入社 し、退職する37年12月20日まで紡績工として勤務していた。しかし、 36年10月から37年3月までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。 途中で辞めたりせずに、寮生活を送りながら継続勤務していたので、き ちんと当時の資料を調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B株式会社は、「本社移設のため、申立期間当時の資料は残っておらず、 詳細は不明である。」と回答しており、申立人の正確な勤務実態及び厚生年 金保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から被保険者であったことが確認でき、申立期間当時、申立人と同様に、寮生活を送りながら紡績工として勤務していた複数の元同僚に照会したが、申立人を記憶している者がいない上、申立人自身の当該事業所における勤務状況の記憶も曖昧であり、申立人の申立期間に係る勤務の実態について確認することができない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、 申立期間前後の申立人の健康保険整理番号は、それぞれ\*番及び\*番と異 なっていることから、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者 であったことは確認できない。

加えて、当該事業所に係るオンライン記録によると、多数の従業員が被

保険者資格を喪失した後、一定期間をおいて再取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申立 期間: 昭和40年4月1日から42年2月28日まで 私は、昭和40年4月から42年2月まで、A社B区、C分区、D班に 職員採用前提の臨時雇用員(甲人夫)として勤務していたが、その期間 の年金記録が無いので調べてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

独立行政法人EのF部から提出された「履歴書」から、申立人が申立期間にA社G局に臨時雇用員(代用)または臨時雇用員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間のうち昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 3 月 31 日までについては、上記「履歴書」において申立人は臨時雇用員(代用)であった旨記載されており、独立行政法人EのF部に照会したところ、「臨時雇用員(代用)は臨時雇用員と異なり、月のうち 20 日以上の勤務になることはあり得ず、申立人は断続的に雇用されていたことから、厚生年金保険は適用されない。」と回答している。

また、申立期間のうち昭和41年4月1日から42年2月28日までについては、上記「履歴書」において申立人は臨時雇用員であった旨記載されており、独立行政法人EのF部に照会したところ、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程(昭和38年9月7日付)に基づき、申立人は厚生年金保険に加入していたものと思慮されるが、臨時雇用員の厚生年金保険の加入手続の時期については、各事業所・職場の事務担当者の裁量にゆだねられており、当時の関係資料等も引き継がれていないため確認できない。」と回答してい

ることから、申立人の当該期間の厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、独立行政法人EのF部は、申立人の保険料控除について、「当時の納付記録等に関する資料等は既に廃棄されており、現在では内容を確認できない。」と回答していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立期間当時、臨時雇用員として申立人と同じ区に勤務していた複数の同僚に照会したところ、当時のA社における臨時雇用員は厚生年金保険の加入対象とされていない旨供述している。

また、A社G局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和30年3月1日から32年1月30日まで (A株式会社)

> ② 昭和32年10月31日から36年3月6日まで (B合名会社C工場)

実家に帰ってくるように言われて、B合名会社C工場を退職した。昭和36年8月に脱退手当金を支給済みとなっていると聞いたが、私は脱退手当金を受給した記憶が無いので、調べてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から比較的短期間である約6か月後の昭和36年8月22日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 36.4.24」の記載が有るなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和24年10月26日から29年4月26日まで

(株式会社A)

② 昭和29年9月1日から33年8月1日まで

(B工場)

脱退手当金が支給済みになっているが、私は脱退手当金を受給していないので、調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格 喪失日から比較的短期間である約7か月後の昭和34年3月27日に支給決 定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金 支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当 該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 34.1.22」の 記載が有る。

また、申立期間の脱退手当金が支給決定された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2097 (事案 520 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申立期間:昭和38年3月1日から44年8月31日まで 申立期間であるA株式会社の厚生年金被保険者期間の脱退手当金について、私が脱退手当金を受給しているのであれば、私が書いた請求書が 有るはずであるので、そのコピーを送付してもらいたい。もし、その請求書が無いとするなら、被保険者名簿に記載されている「脱」と書いて

あることが誤りと思う。コピーが送付されるまで、私は信じることはで

きない。

#### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、請求期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和44年11月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給したとするのであれば脱退手当金裁 定請求書のコピーを提示してもらいたいとして、再申立てを行っている。

しかしながら、申立期間に係る事業所を管轄するB社会保険事務所(当時)では、申立期間当時の脱退手当金裁定請求書を保管しておらず、再申立内容は保管されていない請求書が無いならば脱退手当金を受給したとは認められないとする主張のみであり、これは当委員会の当初の決定を変更

すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。